USPTO が「開示文書プログラム」の廃止を決定

2006年11月3日 JETRO NY 澤井、中山

USPTO は本日付け官報において、「開示文書プログラム (Disclosure Document Program)」 1 を、07年 1 月末をもって廃止することを発表した。これに伴い、当該プログラムに基づき、07年 2 月 1 日以降に提出された文書は手数料とともに差出人へ返送されることになる。

同プログラムは特許出願をせずに、発明の着想(conception)の証拠を残す方法として、 1969 年から実施されてきた発明日を立証する手段の 1 つであったが、95 年 6 月に導入された仮出願制度の普及を理由に、USPTO は 4 月 6 日付け官報 2 で、かかるプログラムの廃止を提案していた(詳細は既報のとおり) 3 。

なお、同プログラムの廃止により、当該手続に伴う手数料規定(特許規則)⁴が削除される。

<参考>Federal Register / Vol. 71, No.213 p64636-64639, Nov. 3, 2006 http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr64636.pdf

(了)

_

¹ 本プログラムの詳細は、http://www.uspto.gov/web/offices/pac/printdis.pdf 参照。

² http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr17399.pdf

^{3 2006}年4月10日付け知財ニュース「USPTOが『開示文書プログラム』の廃止を提案」を参照。

⁴ 37CFR1.21(c)